

速度取締り指針

令和6年 臼杵津久見警察署

(管内の主要幹線道路と死亡事故発生状況)

臼杵津久見警察署の速度取締り重点

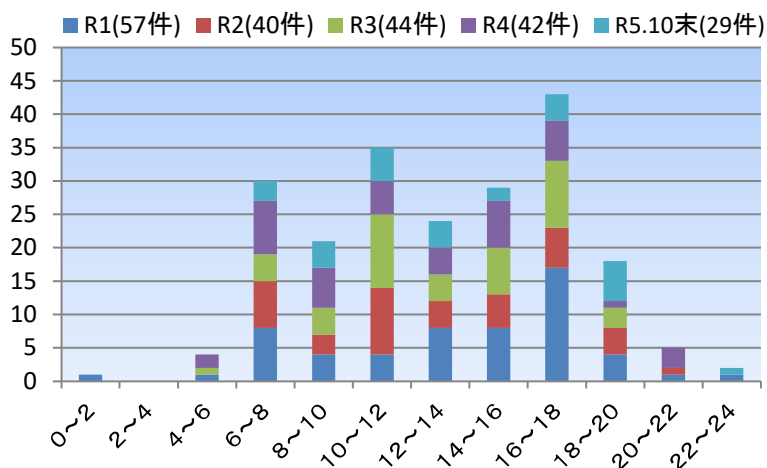
臼杵津久見警察署では、次の路線、時間帯、区間を重点として速度取締りを実施します。

重点路線	重点時間	区間	規制速度
国道10号	6:00~20:00	豊後大野市境~佐伯市境	50キロ
国道217号	6:00~20:00	大分市境~佐伯市境	50キロ
国道502号	6:00~20:00	臼杵市内~豊後大野市境	50キロ(一部法定)

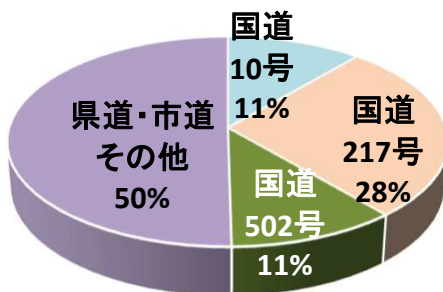
※ 重点以外の路線、時間帯、区間であっても速度取締りを実施することがあります。

臼杵津久見警察署管内の交通事故実態

重点路線における時間帯別事故発生状況 (H31.1月~R5.10月末)



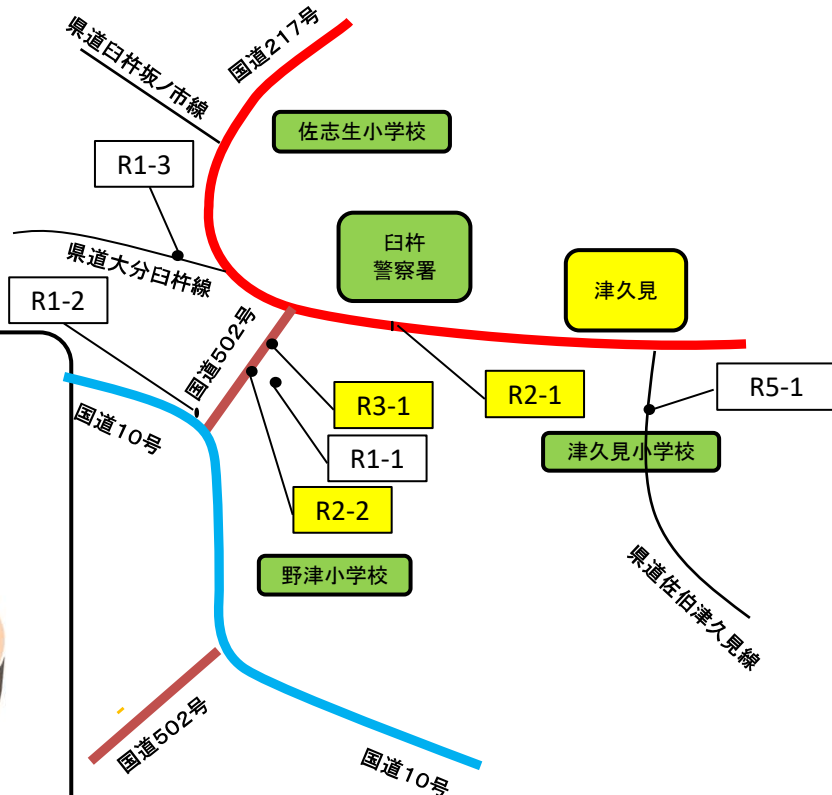
路線別の人身事故件数



- 国道10号は、速度を出しやすい道路形状で通行量も多く、速度超過が一因となる重大事故の発生が懸念される。
- 国道217号は、約28%と管内で最も多く交通事故が発生する路線であり、子供や高齢者の通行も多い。
- 管内の人身交通事故の約45%は追突による交通事故で、「危ない」と感じた時には、回避措置が間に合わないことも多い。いずれも、事故抑止、事故発生時の被害軽減のために**車両の走行速度を抑制する**必要があります。

その他の交通指導取締り要点

- 交差点街頭活動を通じた横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止等の交差点関連違反取締り
- 夜間の繁華街周辺における検問等を通じた飲酒運転取締り
- 交通事故多発場所における、ランダムな速度取締り
- 自転車運転者に対するヘルメット着用・一時停止等、交通法令遵守を図る交通指導取締り
- 通学路における通行禁止違反等、歩行者の安全確保のための交通指導取締り



管内における過去5年間(H31.1~R5.10)の死亡事故発生状況。

- ▼ 交通死亡事故は、H31.1~R5.10までに7件発生し
 - ・ 国道10号 ~ 0件
 - ・ 国道217号 ~ 1件
 - ・ 国道502号 ~ 2件 (国道合計3件、その他4件)が発生している。

管内における過去5年間(H31.1~R5.10)の人身事故総件数は、426件。

- ▼ 過去5年間(H31.1~R5.10末)の重点路線における人身事故発生件数は
 - ・ 国道10号 ~ 48件
 - ・ 国道217号 ~ 117件
 - ・ 国道502号 ~ 47件 (合計212件)
 であり、総件数426件の約50%を占める。
- ▼ 重点路線では、6時~20時の時間帯に事故が多発する。特に通勤通学や通院・買い物、さらに帰宅時間帯が事故の発生が多くなる。